



広島県商工会報 2022

6月号
 広島県中央商工会
 TEL437-0180
 FAX437-0250
<http://skk.hh-kenoh.jp/>
 E-mail kenoh@hint.or.jp

第14回 広島県中央商工会通常総代会開催

5月30日(月)午後3時00分より、広島県中央商工会で令和4年度通常総代会を開催しました。当日は、各地区の総代52人出席(うち委任状出席26票含む)され、石川弘之氏(福富)が議長となり下記議案がすべて承認されました。

【第1号議案】 令和3年度事業報告書、収支決算書・貸借対照表及び財産目録承認の件 監査報告

【第2号議案】 令和4年度事業計画書(案)、収支予算書(案)の承認の件

【第3号議案】 令和4年度借入最高限度額(案)及び借入金金融機関承認の件

ITパスポート取得支援補助金



広島県では産業DXの加速による生産性向上等を促進するため、新たなスキルや知識の習得(リスキリング)を支援しており、デジタル基礎知識習得に必要な経費を助成しています。県内に本社、本店、支店又は事業所等を置く企業等を対象に、ITパスポート試験を通じて、従業員に『社会人共通で求められるデジタル基礎知識』を習得していただく取り組みに対して助成を行います。

補助対象者

- ・県内に本社又は支社等を有すること・情報処理関係業務を主たる事業としていないこと。
- ・法人税法上の普通法人又は協同組合等。若しくはこれらが加入する産業支援団体等であること。

対象経費・補助限度額

《講座受講料補助》

対象経費：県内企業等が従業員の登録講座受講のために支払った講座受講料
 補助限度額：登録講座を受講し試験に合格した従業員1人につき20,000円
 (※大企業の場合、1人につき10,000円)

《試験受験料補助》

対象経費：県内企業等が従業員の試験受験に支払った受験料
 補助限度額：登録講座を受講し試験に合格した従業員1人につき6,800円
 (補助要件)

- ・リスキリング推進宣言企業であること
- ・年間合格者が全従業員の5%以上、又は年間受験者が全従業員の10%以上

ITパスポート試験の概要

経済産業大臣が行う情報処理技術者試験(国家試験)の1つ。ITを活用するすべての社会人が備えるべき、基礎的な知識の保有を証明できる。

- ・新しい技術(AI、ビッグデータ、IoTなど)の知識・経営全般(経営戦略、マーケティング、財務、法務など)の知識
- ・IT(セキュリティ、ネットワークなど)の知識・プロジェクトマネジメントの知識

企業での活用事例

- ・デジタル化への対応力を高めるために、全社員を対象にITパスポートの取得を推奨・支援
- ・新入社員に対し、入社前又は入社1年目までの試験合格を推奨
- ・新規求人募集にあたって、「保有していることが望ましい資格」として、ITパスポートを記載

お問い合わせ先

広島県商工労働局 産業人材課 TEL 082-513-3420

ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/reskilling-ipasshojokin.html>

～乗越会長挨拶 要約～

一昨年からはまった新型コロナウイルス感染拡大は、社会・経済に大きな影響を与えています。加えて、ロシアのウクライナ侵攻、原油価格の高騰、円高などの影響により、小規模事業者は事業存続の脅威に追い込まれている状況にあります。また、私たちの地域は少子高齢化や人口減少により市場が縮小するとともに働き方改革、後継者不在による事業承継問題、多発する自然災害リスクへの対応、デジタル化への対応など、経営に関する課題は山積しています。こうした状況の中、県連の行動指針「常に挑戦！未来に貢献！」に沿って、会員事業者の皆様に対し、「将来に向かって挑戦を続けて頂ける支援」を行っていきたくと考えております。広島県中央商工会では、二期目の経営発達支援計画、五ヵ年計画の四年目を迎えます。経営発達支援事業及び事業継続力強化支援事業に最優先で取り組み、小規模事業者の売上及び利益の確保と災害等の事業継続リスクへの対応力を強化することにより、地域経済を支える小規模事業者の持続発展に取り組んでまいります。具体的には、個社の事業計画及び事業継続計画の策定と実行支援を戦略的に実施し、売上・利益の維持・向上という「成果目標」を見据え伴走支援を行います。新年度から職員も入れ替わり、オール商工会による事業実施体制を構築して参ります。

経営革新計画作成支援



経営革新計画とは新商品・新サービスの開発や、商品の新たな生産方式の導入、サービスの新たな提供方式の導入等、事業者自らの創意工夫に基づく新たな取組(新事業活動)を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る事業計画のことです。計画の承認を受けると、アフターコロナ対応経営革新事業補助金の申請や信用保証・融資等の優遇措置を受けることができます。

経営革新計画のメリット

- ・事業計画(ビジネスプラン)を作成し、計画的な経営が出来る
- ・社内及び取引先(ステークホルダー)に取組を簡潔に説明できる
- ・中小企業等経営強化法に基づいた県の承認である
- ・事業や会社の停滞感を打破できる
- ・会社の事業についての外部評価を聞くことができる

計画策定の流れ

- ①事前準備 ⇒ ②計画作成 ⇒ ③作成相談 ⇒ ④策定指導 ⇒ ⑤計画申請 ⇒ ⑥審査・修正対応 ⇒ ⑦県知事等の承認

支援策メニュー

- 1 県費預託融資制度(民間金融機関を通じた低利融資)
- 2 信用保証協会による信用保証の特例
- 3 政府系金融機関による低利融資制度
- 4 高度化融資制度
- 5 食品等流通合理化促進機構による債務保証
- 6 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 7 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置
- 8 販路開拓コーディネーター事業
- 9 新価値創造展(中小企業総合展)
- 10 フォローアップ事業
- 11 新事業分野開拓事業者の認定制度
- 12 アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金

(参考)その他の支援策

- 1 小規模事業者持続化補助金
- 2 広島県よろず支援拠点
- 3 専門家によるチーム型支援
- 4 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業
- 5 広島県中小企業技術・経営力評価制度
- 6 ものづくり補助金
- 7 事業承継・引継ぎ補助金
- 8 ビジネスマッチングサイト J-GoodTech

※計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等に申込み、当該機関等における審査が別に必要となります。

お問い合わせ先

広島県商工労働局 経営革新課 TEL 082-513-3371

ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

LINE 公式アカウントセミナー



日時：令和4年7月20日(水) 18:00~20:00
 場所：広島県中央商工会本所(※ZOOMによる参加も可能です)
 定員：15名
 参加費：無料
 講師：ひろぎんヒューマンリソース
 持参品：スマートフォン
 内容：LINEのビジネスサービス活用、LINE公式アカウントとは等々
 申込方法：別紙チラシご記入の上、商工会へFAXしてください。

公庫マル経融資金利情報

商工会が推薦し、日本政策金融公庫で、無担保、無保証人で最大2,000万円まで借り入れをすることができます。

6月10日現在の金利は**1.21%**です。

売上減少に伴う、実質無利子による借入制度もあります(※条件あり)。

小規模事業者持続化補助金およびモノづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始！

公募要項申請書	令和元年度補正予算 令和3年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 http://www.hint.or.jp/kenren/jizokuka/jizokuka.html	ものづくり・商業・サービス経営力向上促進補助金 https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html
締切日	第9回：2022年9月中旬 第10回：2022年12月上旬 第11回：2023年2月下旬	第11回締切 2022年8月18日(水)17時00分
事業実施期間	第8回：2023年2月28日まで 第9回～第11回：申請受付締切日が確定しましたら商工会ホームページ及び商工会報にてご案内いたします。	通常枠・デジタル枠・回復型賃上げ・雇用拡大枠・グリーン枠： 交付決定日から10ヶ月以内(ただし、採択発表日から12ヶ月後の日まで) グローバル展開型： 交付決定日から12ヶ月以内(ただし、採択発表日から14ヶ月後の日まで)
資金使途	策定した経営計画に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取り組みであること。販路開拓等の取り組みとあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取り組みであること	中小企業・小規模事業者が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等
対象事業所及び補助要件	製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社及び個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)※受付締切日の前の10ヶ月以内に、一般型またはコロナ特別対応型の補助事業を実施している場合は、応募することが出来ません。 ※賃金引上げ枠：事業内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上にした事業者(すでに達成している場合は現在支給している事業場内最低賃金より+30円以上) ※卒業枠：従業員を増やし規模を拡大する事業者 ※後継者育成枠：アトツギ甲子園のファイナリストになった事業者 ※創業枠：認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3ヶ年の間に受け、かつ、過去3ヶ年の間に創業した事業者 ※インボイス枠：2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度も免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者 参考)小規模事業者の定義	日本国内に本社および実施場所を有する中小企業者 以下を満たす3～5年の事業計画の策定していること ①事業者全体の付加価値額の年率平均を3%以上増加 ②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加 ③事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする ・回復型賃上げ・雇用拡大枠：基本要件に加え、①前年度の事業年度の課税所得がゼロであること、②常時使用する従業員がいることおよび③補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点で給与支給総額、事業場内最低賃金の増加目標を達成すること ・グリーン枠は、温室効果ガスの排出削減製品開発炭素生産性向上を伴うサービス方法の改善事業であること 3～5年の事業計画期間内に炭素生産性を年率平均1%以上増加させること 自社で実施した温室効果ガス排出削減の取り組みの有無を示すこと ・デジタル枠は、DXに資する革新的な製品・サービスの開発であること デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供の方法の改善であること 経済産業省が公開するDX推進指標を作成して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有するなどの自己判断を実施するとともに自己診断結果を応募締め切り日までに独立行政法人情報処理推進機構に提出していること 独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」、「★★二つ星」いずれかの宣言を行っていること
	卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
	サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
	製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下
補助上限額	■一般型：50万円 ■インボイス枠：100万円 ■賃金引上げ枠及び卒業枠：200万円 ■後継者支援枠・創業枠：200万円	通常枠・デジタル枠・回復型賃上げ・雇用拡大枠：100万円から1250万円(※) グリーン枠：100万円から2,000万円(※) グローバル展開型：3,000万円 ※従業員規模により補助金上限が異なります
補助率	2/3以内 (賃金引上げ枠 赤字企業者は3/4)	通常枠・グローバル展開型：1/2(小規模企業者2/3以内) デジタル枠・回復型賃上げ・雇用拡大枠・グリーン枠：2/3
応募方法	jGrantsによる電子申請および郵送 電子申請に必要なGビズIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので電子申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めいたします	電子申請のみ
お問合せ先	生産性革命推進事業コールセンター 受付時間：9:00～18:00(土日祝日除く) 電話番号：03-6837-5929	ものづくり補助金事務局サポートセンター 受付時間：10:00～17:00(土日祝日除く) 電話番号：050-8880-4053

ネット de 記帳システムをご利用の方へお知らせ
ネット de 記帳システムが MA1 システムに変わります！

現在のネット de 記帳システムより、充実した機能&サービス&サポートの記帳システム(MA1)に令和4年秋に変わります。現在ネット de 記帳システムを利用して会計をされている事業者への提供価格は、「年間15,000円(税別)」としていますが、MA1移行後(令和4年度)の提供価格については、令和5年度までの移行キャンペーン期間「年間15,000円(税別)」を経て、令和6年度から改定されることとなります。つきましては、事業者に対する記帳システム提供価格は、令和6年度以降の自計事業者への新システム MA1 提供価格も新料金に改定させて頂く予定です。

《スケジュール》

- 令和4年度7月以降 MA1操作説明会の開催
- 令和4年度9月以降 MA1ソフトインストール開始
- 令和4年度9月上旬 既存自計事業者のMA1への移行実施
- 令和6年度4月 新料金(料金の改定)に改定

商工会共済制度『かがやき』 (共済掛金 月々2,000円)

これまでの4タイプから2タイプへ変更。事業のカタチにあわせてご用意しています。

福利厚生タイプ(健康告知不要)

- Point① 就業中から休日のケガまで安心の24時間保障！
- Point② 入院も通院も1日目から手厚い保障！
- Point③ 病気で3日以上入院された場合、3万円のお見舞金をプラス！

医療充実タイプ

- Point① 病気もケガも満80歳まで保障！
- Point② 日額6,000円の入院保障！
- Point③ 病気で5日以上入院された場合、退院後の通院も保障！

※詳細は同封パンフレットをご参照ください

《所得税の納期特例の納付日 お知らせ》

10人未満の事業所で「源泉所得税の納期の特例に関する申請書」を提出している事業所は、**1月から6月分の所得税を7月11日(月)までに納付**することになっています。

商工会で納付書の作成等を依頼されている事業所は、お早目に商工会へご来会ください。

《第1期分労働保険料口座振替日のお知らせ》

当会へ事務委託されている方 **令和4年7月25日(月)**

～職員紹介～

- 【事務局長】 中島茂樹
- 【経営指導員】 村井清宗 岸本敏和 小武大地
- 【経営支援員】 出山寛子 松岡美穂
- 【記帳職員】 花村晴美 幸徳冨佳 ※赤字は新規採用

経営指導員は、以下の地区を担当します。

- 村井 河内地区担当
- 岸本 豊栄地区担当
- 小武 福富地区担当

商工会としてチーム支援に取り組み、オール商工会による事業実施体制を構築して参ります。

次回8月上旬発行予定